

平成29年度第6回 流山市環境審議会 議事要旨

日 時： 平成29年10月16日（月）13時30分～15時15分

場 所： 市役所第1庁舎第1委員会室

出席委員：

新保國弘会長、朽津和幸委員、和田まつゑ委員、岡田啓治委員、栗原芳朗委員、中村悦子委員、和田登志子委員

事務局：

田中環境部長、染谷環境部次長兼環境政策・放射能対策課長

伊原環境政策・放射能対策課長補佐、宮田環境保全係長、小山内主事

傍聴者：1名

議 題：

- （1）流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の重点区域の指定について
- （2）流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の改正について
- （3）その他

資 料：

資料1 流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正に係る審議会意見と市の考え方

発言者	要旨
(議題1) 流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の重点区域の指定について	
事務局	路上喫煙防止重点区域の指定に関して、前回の審議会の意見を基にした答申書案を新保会長と調整のうえ作成した。この答申書案について、特にご意見がなければこの内容で答申いただくこととしたい。
新保会長	事務局から説明があったが、意見や質問はあるか。
和田(登)委員	答申書案に前回の審議会の議論内容が簡潔によくまとめられているので賛成する。
新保会長	前回の審議会で指定喫煙所の場所についての議論があり、指定喫煙所を設置する際はなるべく受動喫煙に配慮した機能を備えたものを作るという話があった。答申書案では、留意すべき事項の三点目として「受動喫煙防止の観点から設置場所に配慮すること」と場所についてのみ触れられているが、喫煙所の施設について配慮することも入れられないか。
事務局	すべての指定喫煙所を受動喫煙に配慮したしっかりとした施設にすることは難しい。
和田(登)委員	この答申書はあくまで流山おおたかの森駅周辺の重点区域に関するものであるから、同駅周辺で新たに設置する指定喫煙所が受動喫煙に配慮したものにできるのであれば、それを明記しても良いのではないか。
新保会長	答申書案の「路上喫煙防止重点区域の指定にあたって留意すべき事項として…」の前に「流山おおたかの森駅周辺の」と追記すれば、明確に同駅周辺において指定喫煙所を設置する際の話に限定されるので明記できるのではないか。明記できないのであれば、「設置場所等」とする方法もある。
岡田委員	なかなか難しい部分もあるのかもしれないが、可能であればはっきりと「設備」等と明記した方が良い。
事務局	「流山おおたかの森駅周辺の」と追記したうえで、留意

	すべき事項の三点目の記載は「設置施設や場所に配慮すること」と修正することとしたい。
和田（ま） 委員	答申書案の文章は問題ないと思うが、今南口にある喫煙所は「施設」と呼べるのか。受動喫煙に配慮されている施設とは言い難い。
事務局	今南口に設置されている喫煙設備は移設したうえで、更にその周りに囲いを設置し、受動喫煙に配慮したものとなる予定である。
和田（ま） 委員	JAXA の施設には立派な喫煙所があるので、参考にしてほしい。
事務局	天井があるものを作るのは難しいが、しっかりした喫煙所を設置していきたいと考えている。
新保会長	答申書案については、先ほど出た意見を取り入れ修正することとしてよいか。
	<異議なしの声>
（議題 2）流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の改正について	
事務局	流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の改正について、前回の審議会の意見と市の考え方をまとめたのが資料 1 である。また、これを踏まえ、新保会長と調整のうえ答申案を作成した。この答申書案について、特にご意見がなければこの内容で答申いただくこととしたい。
新保会長	事務局から説明があったが、意見や質問はあるか。
栗原委員	資料 1 の No.3 の意見だが、「墓地等が一切作れなくなってしまう」とあるが、墓地よりは納骨堂を意識した発言であるので修正をお願いしたい。 また、No.4 に関して、納骨堂の定義は法律に基づいているので条例で定義は変えないとのことだが、法律上の定義が矛盾しているように思われる。
岡田委員	資料 1 の No.3 に関して、事務局から横浜市での調停委員会による調停の話があったが、条例上で調停について規定しているのか。
事務局	そのとおりである。

和田（登） 委員	市民としては心配なのは、許可してから市民が困ることである。例えば、墓参りが集中する時期は車の出入りが多くなるため、危険のないような造りにするなどの規定が必要ではないか。
事務局	開発が行われる際には事業者は市の関係各課と事前協議をしており、道路管理課で交通上危険のないように指導している。
新保会長	本条例は罰則規定を設けていないのか。
事務局	罰則規定は設けていない。
栗原委員	最近、永代供養が流行っていることもあり、寺が焼骨を預かる場合があるようだが、これは法律上納骨堂にあたる。このような届出はあるか。
事務局	届出はないが、寺で一時的に預かる場合はあるものと思う。
栗原委員	一時的に預かる場合であっても、それを継続的に行うと法律上は納骨堂にあたり、許可が必要である。厳しく指導をしている自治体もある。
新保会長	納骨堂に関して、国からの通知や判例があるかどうかクリアにしてほしい。
事務局	承知した。
新保会長	答申書案で、墓地や納骨堂の建設において、市への事前計画の提出等を条例で義務付けるとあるが、納骨堂だけでなく墓地も義務付けるのか。
事務局	そのとおりである。
和田（登） 委員	納骨堂について、条例改正されれば市街化調整区域などで住宅のすぐ近くに建てられることはなく、寺に隣接しないと許可されなくなるという理解でよいか。
事務局	そのとおりである。
新保会長	本条例の施行規則について、ホームページからのアクセス手順について教えてほしい。
事務局	市ホームページのトップページから「市政情報」、「市例規集」の順に進むと例規の検索システムにアクセスできる

	ので、「墓地」等と検索すれば施行規則も閲覧できる。
新保会長	他に意見がなければ、この答申書案を承認することとしてよいか。
	<異議なしの声>
(議題3) その他	
事務局	10月31日(火)に新保会長から市長に答申をしていただく予定なのでよろしくお願ひしたい。重点区域の指定に関する答申書については修正したものを皆様にお送りする。
新保会長	他に意見がなければ、本日の審議は以上とする。
閉会	